



# 鳥取県公報

平成16年 8月 6日(金)  
号外第116号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(66)(県民室)..... 1

## 規 則

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第66号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第34号)の施行期日は、平成16年 8月 6日とする。

